

【北部市民センター多目的ホール】

施設所管課：市民局北部支所北部市民サービス課（084－976－8800）

（施設内観）



施設名称	北部市民センター多目的ホール																						
所在地	福山市駅家町大字倉光37番地1																						
施設の概要	・面 積 約426平方メートル ・定 員 数 560人、親子席12席 ・休 館 日 12月29日から翌年の1月3日までの日 毎月第1月曜日（休日にあたるときは、その翌日） ・開館時間 午前9時から午後22時まで ・備 考 収納式観覧席（324席）を格納した場合、バレーボール1面、バトミントン2面の利用が可能																						
施設の特徴	・多目的ホールの年間利用者数 2024年度（令和6年度）……約12,800人（約130件） 【利用状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>主な内容</th><th>件数</th><th>人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行 政</td><td>健康検診、研修会ほか</td><td>約40件</td><td>約3,200人</td></tr> <tr> <td>学 校</td><td>吹奏楽、発表会ほか</td><td>約10件</td><td>約1,300人</td></tr> <tr> <td>地 域</td><td>文化・音楽祭、美術展ほか</td><td>約50件</td><td>約4,200人</td></tr> <tr> <td>一 般</td><td>ダンス・マーチング練習、セミナーほか</td><td>約30件</td><td>約4,100人</td></tr> </tbody> </table> 2023年度（令和5年度）……約9,400人（約110件） 2022年度（令和4年度）……約10,200人（約50件） 2021年度（令和3年度）……約17,100人（約60件） 2020年度（令和2年度）……約7,500人（約120件） 2019年度（令和元年度）……約20,900人（約240件） 2018年度（平成30年度）…約17,400人（約170件） 2017年度（平成29年度）…約17,400人（約100件）				主な内容	件数	人数	行 政	健康検診、研修会ほか	約40件	約3,200人	学 校	吹奏楽、発表会ほか	約10件	約1,300人	地 域	文化・音楽祭、美術展ほか	約50件	約4,200人	一 般	ダンス・マーチング練習、セミナーほか	約30件	約4,100人
	主な内容	件数	人数																				
行 政	健康検診、研修会ほか	約40件	約3,200人																				
学 校	吹奏楽、発表会ほか	約10件	約1,300人																				
地 域	文化・音楽祭、美術展ほか	約50件	約4,200人																				
一 般	ダンス・マーチング練習、セミナーほか	約30件	約4,100人																				

ネーミングライツ 使用期間	ネーミングライツの使用期間は、原則、２０２６年（令和８年）から２０３１年（令和１３年）３月３１日までとします。 ※ ネーミングライツパートナーとなった場合は、契約満了時に優先的に再契約の交渉をすることができます。
ネーミングライツ 対価	市の希望価格は、金銭又は提供する役務等の対価が１年につき１００，０００円以上（消費税及び地方消費税は含みません。）とし、応募者が提案した金額とします。 ネーミングライツ料は、４月１日から翌年３月３１日までの期間で年額を計算します。契約初年度の期間が１年に満たない場合は、年額を日割計算した額とします。なお、算出額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。 また、契約期間中に消費税等の税率が改訂された場合は、提案金額に改定後の税率を乗じた額を市に納付することになります。
呼称の条件	次に掲げる条件を満たす呼称を提案してください。なお、利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツ使用期間における呼称の変更は、原則としてできません。 １ 施設の呼称として、企業名、商品（ブランド）名等を付けることができます。 ２ 呼称は、対象施設にふさわしく、市民に親しみやすいものとします。 ３ 福山市広告掲載基準に違反しないものとします。 ４ 対象施設をイメージできる字句を使用してください。
呼称の表示	１ 呼称の表示が可能な場所は、次のとおりです。なお、掲出位置については、選定後別途協議することとします。 ・看板 ・施設内の案内板 ・施設パンフレット ２ 呼称が表示される看板及び案内板の作成、設置及び維持管理並びに契約期間満了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーの負担とします。 設置の看板等により第三者に損害が生じた場合や施設に付けた呼称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。 なお、看板及び施設内の案内板の規格、設置時期等は、施設所管課と協議を行った上、決定します。看板等の位置は、「呼称表示可能場所例」を確認してください。 ３ 市が作成するパンフレット等の印刷物に係る費用は、市が負担します。 なお、市が作成するパンフレット等の印刷物は、原則として呼称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。 また、市が既に作成した印刷物等の在庫については、表示の訂正をせずにそのまま使用場合があります。 ４ 道路標識の設置は、行いません。



呼称表示可能場所
例

①

縦：約 4 0 cm、横：約 3 6 0 cm
※同様に 3 か所あります。



②

縦：約 4 0 cm、横：約 1 5 0 cm

